

**令和 6 年 10 月 27 日 執行
衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査**

1	あらかし	1
2	事務執行日程	2
3	投票区及び開票区	5
	(1) 投票所等にあてた施設の内訳	5
	(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地	5
	(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地	12
	(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地	13
4	選挙人名簿等登録者数	14
	(1) 被登録資格の決定の基準となる日	14
	(2) 登録の日	14
5	選挙長及び開票管理者	15
	(1) 選挙長及び同職務代理者	15
	(2) 開票管理者及び同職務代理者	15
6	選挙事務関係者	16
	(1) 投票事務関係者	16
	(2) 開票事務関係者	16
7	選挙啓発事業	17

(別冊 1) 衆議院議員総選挙

(別冊 2) 最高裁判所裁判官国民審査

投票風景



開票風景



1 あらまし

令和6年10月1日に石破茂氏が内閣総理大臣に就任し、同月9日に衆議院の解散、同月15日に公示及び同月27日に総選挙を行うことを表明した。

その後、衆議院が解散され、第50回衆議院議員総選挙が行われた。

選挙すべき議員の数は、小選挙区289人及び比例代表176人（11選挙区（ブロック））で合わせて465人であった。

立候補者は、小選挙区選挙では1,113人、比例代表選挙では881人（うち650人は重複立候補者）の届出があった。

小選挙区の投票率は全国で53.85%となり前回（令和3年10月31日執行）の55.93%を2.08ポイント、比例代表選挙の投票率は全国で53.84%となり前回の55.92%を2.08ポイント、それぞれ下回った。

広島市の関係では、小選挙区選挙における広島県第一区に5人、広島県第二区に4人、広島県第三区に4人が立候補した。

開票の結果、第一区は岸田文雄候補（自由民主党）100,740票、平本浩一候補（立憲民主党）46,493票、山田はじめ候補（日本維新の会）26,849票、中原つよし候補（日本共産党）12,225票、うぶはらとしふみ候補（無所属）5,995票となり、岸田文雄候補が当選した。

第二区は平口ひろし候補（自由民主党）82,443票、福田玄候補（国民民主党）61,679票、かねしろ政孝候補（日本維新の会）21,846票、岡田ひろみ候補（日本共産党）17,354票となり、平口ひろし候補が当選した。

第三区は斉藤てつお候補（公明党）86,654票、あずまかつや候補（立憲民主党）71,952票、高見あつみ候補（日本共産党）14,128票、玉田のりたか候補（無所属）10,751票となり、斉藤てつお候補が当選した。

広島市での小選挙区選挙の投票率は46.81%となり前回の50.18%を3.37ポイント、比例代表選挙の投票率は46.81%となり前回の50.17%を3.36ポイントそれぞれ下回った。

最高裁判所裁判官国民審査は、前回総選挙以降に任命された6人の最高裁判所裁判官について実施された。

最高裁判所裁判官国民審査の投票率は全国で53.64%となり、前回の55.69%を2.05ポイント下回った。

広島市での投票率は46.65%となり、前回の49.89%を3.24ポイント下回った。

2 事務執行日程

月日	曜日	期日前・後	公示前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備考				
				事項	根拠法令	事項	根拠法令					
				<ul style="list-style-type: none"> 選挙執行計画の決定 臨時啓発事業計画の策定及び実施 投票・開票事務取扱要領の検討 選挙公報・審査公報配布実施計画の決定 区選管等との打合せ 町名・投票区・投票所名の確認依頼：区選管へ 選挙事務従事者数の照会：区選管へ 期日前投票管理者の依頼：各局等庶務担当課へ 選挙事務従事者数の割当人数通知 従事者名簿の提出依頼：各局等庶務担当課へ 選挙のお知らせ発行準備 ポスター掲示場設置等業務契約準備 		<ul style="list-style-type: none"> 選挙執行計画及び事務分担の決定 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の内定 開票管理者及び同職務代理者の内定投票立会人(投票所及び期日前投票所)の内定 期日前投票(不在者投票)事務従事者の選定 投票所・開票所施設の確認及び使用依頼 個人演説会等施設及び不在者投票施設の確認(新規指定・変更等) 選挙事務従事者数の回答：市選管へ 投票・開票事務従事者の選定 選挙人名簿選挙時登録の準備 ポスター掲示場設置場所の調査及び資料の作成 在外投票用紙等の請求・受領 在外投票・郵便等投票の準備 投票箱等投票・開票器材の配送計画 区役所懸垂幕・のぼり掲示場所の確認 		投票用紙(小選挙区) 水色用紙 黒色インク(比例代表) ピンク色用紙 黒色インク(国民審査) ういす色用紙 黒色インク				
10月01日	火	-26	-14	<ul style="list-style-type: none"> 任命権者から期日前投票管理者の名簿を受領 任命権者から従事者名簿を受領 								
10月02日	水	-25	-13	<ul style="list-style-type: none"> 電算データ現在日 従事者名簿を各区選管へ送付 期日前投票管理者の名簿を区選管へ送付 		<ul style="list-style-type: none"> 市選管から従事者名簿を受領 市選管から期日前投票管理者の名簿を受領 						
10月03日	木	-24	-12	<ul style="list-style-type: none"> 名簿登録処理 大量帳票作成用データ調製期限 		<ul style="list-style-type: none"> 名簿登録処理(確認) 期日前投票従事者名簿を市選管へ提出 		<ul style="list-style-type: none"> 立候補予定者説明会(県選管) 政党との事務打合せ会(県選管) 市区町村事務打合せ会 9:30 web会議 				
10月04日	金	-23	-11	<ul style="list-style-type: none"> 大量帳票作成用データの業者引渡し 		<ul style="list-style-type: none"> 在外投票用紙等受領 		<ul style="list-style-type: none"> 在外投票分投票用紙等発送(県選管) 				
10月05日	土	-22	-10			<ul style="list-style-type: none"> 在外投票(郵便等投票)の投票用紙等の郵送による事前交付開始(任期満了日前60日に当たる日又は衆議院解散の日のいずれか早い日) 	法49の2②、 令65の11 ②、在規23					
10月06日	日	-21	-9									
10月07日	月	-20	-8	<ul style="list-style-type: none"> 各任命権者への期日前投票事務従事の承認依頼 								
10月08日	火	-19	-7									
10月09日	水	-18	-6	<ul style="list-style-type: none"> 予算の令達 		<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録の移替延期期間の告示期限 	令17、市事12の2	<ul style="list-style-type: none"> 投票用紙印刷(小選挙区)(県選管) 				
10月10日	木	-17	-5	<ul style="list-style-type: none"> 各任命権者への投票・開票事務従事の承認依頼(当日) 		<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録の移替延期開始(選挙期日まで) 	令17	<ul style="list-style-type: none"> 投票用紙印刷(比例代表)(県選管) 				
10月11日	金	-16	-4					<ul style="list-style-type: none"> 投票・開票速報(ハーサル(第1回)) 投票用紙印刷(国民審査)(県選管) 				
10月12日	土	-15	-3			<ul style="list-style-type: none"> 投票用紙受領(小選挙区・比例代表・国民審査) 選挙人名簿抄本等を受領・点検(～10月15日) 選挙のお知らせを受領・点検(～10月15日) 選挙のお知らせ郵便局へ搬入(～10月15日) 	令31、市事25	<ul style="list-style-type: none"> 投票用紙発送(小選挙区・比例代表・国民審査)(県選管) 				
10月13日	日	-14	-2									
10月14日	月	-13	-1	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録者数：報告受理 選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) 委員会開催 15:30 選挙管理委員室 選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示 	市事18 事83 地自法74.75.76.80.81.86.地教法8.合併特例法4.5	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録基準日・登録日 選挙人名簿登録者数を県選管・市選管へ報告(在外選挙人名簿を含む) 不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始(登録地以外の国内の市町村における在外投票含む) 公営ポスター掲示場設置完了(業者) 公営ポスター掲示場設置検収 公営ポスター掲示場の設置場所の告示 	法22 令22.23の16、市事12.83、市事18.18の9 令53.59の4.65の13、市事47の2 法144の2					
10月15日	火	-12	0	衆議院議員総選挙の公示日・最高裁判所裁判官国民審査の告示日					<ul style="list-style-type: none"> 選挙啓発活動の開始 屋外広告幕の掲出 市広報ツイッター・フェイスブックでの広報開始 期日前投票周知用立看板設置開始(区役所、出張所) 啓発看板等の設置開始 	<ul style="list-style-type: none"> 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の選任告示 投票所及び期日前投票所の告示 投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 開票管理者及び同職務代理者の選任告示 開票の場所及び日時の告示 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示 	法37、令25.49の7、市16、市事20.45の4 法41.48の2、市事24.45の4 法40、市事23 法175、運56、市事156 法61、令68、市46、市事51 法64 法62、市事52	<ul style="list-style-type: none"> 立候補届出

						<ul style="list-style-type: none"> 不在者投票の投票記載場所の告示 在外投票を行う期日前投票所の告示 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示を行う場所の告示 開票立会人届出受理開始 選挙事務所設置(異動)届出受理開始・同報告(市選管へ) 公営ホスター掲示場掲示開始 公営ホスター掲示の便宜供与 公営施設使用の個人演説会等開催届出受理開始 選挙人名簿選挙時登録に関する異議申出期限 在外選挙人名簿選挙時登録に関する異議申出期限 選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで) 投票管理者(投票所及び期日前投票所)・開票管理者へ候補者の氏名等の通知 投票管理者(投票所及び期日前投票所)・開票管理者へ審査に付される最高裁判所裁判官の氏名・任命年月日等の通知 期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(小選挙区) 17:20 掲載順序の結果:市選管へ報告 県選管から掲載順序の通知受理(比例代表) 期日前投票所及び不在者投票記載場所の設営 投票用紙及び抄本等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ(在外投票分を含む) 選挙周知用懸垂幕の張り:区役所掲出 	<p>事33,市事46 令65の13④ 審法52,審令19,審規7,市事196 法62,市事53 法130,令108,事2,市事87 法144の2 令111の2 法163,令112,連35 法24 法30の8 法28の2,28の3 令92 審法5の2,審令3 法38,48の2,令27,49の7,市事21 法40,事18,市事23 法175③,連56 令32,49の7,市事26,45の4 令28,49の7,65の13</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投票記載所に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定める(比例代表)(県選管)
10月16日	水	-11	1	<ul style="list-style-type: none"> 投・開票事務従事者(確定):区選管から受領 	<ul style="list-style-type: none"> 期日前投票所及び不在者投票開始 区役所・出張所 8:30~20:00 期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等,名簿届出政党等の名称等を掲示 最高裁判所裁判官の氏名等の投票所入口(ポスター掲示場)への掲示開始 投・開票事務従事者(確定):市選管へ送付 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:30 安芸区 	<p>法48の2,49,令50~審令13 法175②,令125の4 審令19</p>		
10月17日	木	-10	2		<ul style="list-style-type: none"> 公営施設使用の個人演説会等開始 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 9:00, 15:00 中区 15:00 西区 16:00 南区 	<p>法161,163,令112</p>		
10月18日	金	-9	3		<ul style="list-style-type: none"> 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 安佐南区,安佐北区 15:30 東区 			
10月19日	土	-8	4	<ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発 			<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報印刷(県選管) 	
10月20日	日	-7	5	<ul style="list-style-type: none"> 宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡回啓発) 9:00~17:00 			<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報印刷(県選管) 	
10月21日	月	-6	6	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報:県選管から受領 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報:県選管から受領 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 佐伯区 		<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報発送(県選管) 	
10月22日	火	-5	7		<ul style="list-style-type: none"> 投票立会人選任内申期限 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ ※繁華街で啓発物資を配布(中区) 開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 16:00 安芸区 	<p>市事21</p>		
10月23日	水	-4	8	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報:新聞折込みにより配布(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経) 庁外期日前投票所設置(広島駅南口地下広場 10月25日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会開催(投票立会人選任) 重度身体障害者及び要介護者の郵便等による不在者投票,在外投票(郵便等投票)の投票用紙等の請求期限 選挙事務所閉鎖について通知(投票所から300m以内にあるもの) 開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 15:00 中区,西区,安佐北区 15:30 安佐南区 16:00 佐伯区 	<p>令59の4,65の11① 法132</p>		
10月24日	木	-3	9	<ul style="list-style-type: none"> 投票所周知看板設置開始 	<ul style="list-style-type: none"> 投票立会人の選任:本人及び投票管理者への通知期限 開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 15:30 東区 開票立会人届出期限 開票立会人を定める(小選挙区 17:50)(比例代表 18:00) 開票立会人が3人に満たない場合の補充選任:本人及び投票管理者への通知 公営施設使用の個人演説会等開催届出受理最終日 (小選挙区補充立候補の場合)投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(小選挙区) 18:10 (掲載順序の結果を市選管へ報告) 	<p>法38,令27,市事21 法62,令69,市事53 法62 法62,令70の2,市事163 法175③,連56</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投・開票速報リハーサル(第2回) (小選挙区)補充立候補届出期限 	

10月25日	金	-2	10	・ 街頭啓発(県・市合同)	・ 選挙公報・審査公報・配布期限 ・ 投票所器材送致	法170、審令28	
10月26日	土	-1	11	選挙運動最終日 ・ 宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡回啓発) 9:00~17:00 ・ 当日有権者予定者数:速報受理	・ 期日前投票・不在者投票(在外投票)最終日 ・ 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ ※各区(中区除く)繁華街で啓発物資配布 ・ 投票所設営 ・ 開票所設営 ・ 当日有権者予定者数:市選管へ速報 ・ 投票記載所に掲示する候補者名簿届出政党等の氏名表等:投票管理者へ引継ぎ ・ 期日前投票を投票管理者(期日前投票所)から受領 ・ 投票用紙及び抄本等を投票管理者(投票所)へ引継ぎ ・ 在外選挙人名簿の抄本を指定在外選挙投票区投票管理者へ引継ぎ	法48の2 ①、49、令50 令32、事23、 市事26 法175 法55.48の2 ⑤、令49の11 令28 令65の13	
10月27日	日	-0	12	衆議院議員総選挙選挙期日・最高裁判所裁判官国民審査投票期日 (投票) ・ 投票状況:速報受理(1時間毎及び結果) ・ 宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡回啓発) 9:00~19:00 (開票) ● 委員会開催 21:00 選挙管理委員会	● 委員会開催 ・ 投票状況:県及び市選管へ速報(1時間毎及び結果) ・ 投票時間 7:00~20:00 ※ 投票時間変更の投票所 南区 似島 6:00~18:00 金輪 7:00~18:00 佐伯区 第二十一 7:00~18:00 上多田 7:00~18:00 ・ 投票区数 広島市計278区 中区 24区 東区 21区 南区 33区 西区 38区 安佐南区 40区 安佐北区 60区 安芸区 18区 佐伯区 44区 ・ 投票記載所へ候補者名簿届出政党等の氏名表等掲示 ・ 投票所入口から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令 ・ 不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致 ・ 在外投票及び同調書を指定在外選挙投票区の投票管理者へ送致 ・ 期日前投票を開票管理者へ送致 ・ 開票立会人を定める(小選挙区 20:30) ・ 投票箱等(投票所及び期日前投票所)送致物受付 ・ 開票開始時刻 21:20 ・ 開票状況(22:00から30分毎及び結果)速報:県選管・市選管へ ・ 開票所 中区 広島市立輪町中学校 東区 広島市立二葉中学校 南区 広島市立広島工業高校 西区 広島市立中広中学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区 広島市立広島中等教育学校 安芸区 広島市立矢野中学校 佐伯区 広島市立五日市中学校	事52、市事43 法40 法175、運56 法134 令60.61 令65の7、65の12、65の13、60、65の19、61 法55.48の2⑤ 法55.48の2⑤ 法64 法66、市事62 法63	
10月28日	月	1	13	・ 公営ホスタ-掲示場撤去開始 ・ 啓発看板等の撤去開始 ・ 礼状発送	・ 選挙結果の記録整理 ・ 選挙結果:県選管・市選管へ報告(開票録写し・結果報告書) ・ 投票所・開票所器材撤収及び整理 ・ 礼状発送	事77	・ 結果報告書検収
10月29日	火	2	14				・ 選挙会(小選挙区) 選挙分会(比例代表) 審査分会(国民審査)
10月30日	水	3	15		・ 公営ホスタ-掲示場撤去に伴う検収 ・ 時間外勤務実施報告書等を市選管へ提出		・ 選挙会(比例代表)
11月01日	金	5	17	・ 時間外勤務実施報告書等を各局等へ配布			
11月11日	月	15	27				・ 選挙運動費用収支報告書提出期限(法189)
11月26日	火	30	42				・ 選挙争訟提起期限(法204)
11月29日	金	33	45				・ 当選争訟提起期限(法208)
<p>凡例 法 = 公職選挙法 令 = 公職選挙法施行令 在規 = 在外選挙執行規則 事 = 公職選挙事務取扱規程 運 = 公職選挙法による選挙運動等に関する規程 市事 = 広島市公職選挙事務取扱規程 地自法 = 地方自治法 地教法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 合併特例法 = 市町村の合併の特例に関する法律 審法 = 最高裁判所裁判官国民審査法 審令 = 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程 特法 = 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律 特令 = 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令</p>							

3 投票区及び開票区

今回の選挙における投票区は278、開票区は8である。

投票所・開票所にあてた施設の内訳及び名称等は、次のとおりである。

(1) 投票所等にあてた施設の内訳

区名	投票区数	投票所数										
		市役所 区役所 町役場	支所・ 出張所	学校 (大学・ 短期大 学・高 等専門 学校を 除く)・ 幼稚園	大学等 (大学・ 短期大 学・高 等専門 学校)	公会 堂	公民館	体育館 (学校以 外)	集会 施設	駅構内	左記以 外の公 共施設	その他
中	24	0	0	13	0	0	0	1	2	0	7	1
東	21	0	1	5	0	0	4	0	5	0	6	0
南	33	0	0	15	0	0	0	1	10	0	5	2
西	38	0	0	15	0	0	4	0	19	0	0	0
安佐南	40	0	1	20	0	0	3	0	15	0	1	0
安佐北	60	0	2	15	0	3	0	0	37	0	1	2
安芸	18	0	1	5	0	0	2	0	4	0	6	0
佐伯	44	1	0	15	0	0	8	0	17	0	3	0
計	278	1	5	103	0	3	21	2	109	0	29	5

(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白島第一	上野学園ホール	広島市中区白島北町19番1号
白島第二	シルバー人材センター	広島市中区西白島町23番9号
基町	基町幼稚園	広島市中区基町20番3号
幟町	幟町児童館	広島市中区幟町3番49号
堀川	中央新天地集会所	広島市中区新天地7番9号
袋町	合人社ウェンディひと・まちプラザ北棟4階ギャラリーB	広島市中区袋町6番36号
★大手	広島みらい創生高等学校武道場	広島市中区大手町四丁目4番4号
竹屋	竹屋小学校体育館	広島市中区鶴見町8番49号
国泰寺	国泰寺中学校美術教室	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
千田第一	千田児童館	広島市中区東千田町二丁目1番23号
千田第二	千田スポーツ会館	広島市中区千田町三丁目10番8号
中島	中島児童館	広島市中区加古町10番43号
吉島第一	吉島小学校体育館	広島市中区吉島西三丁目4番60号
吉島第二	吉島東集会所	広島市中区吉島新町二丁目9番3号
吉島第三	吉島幼稚園	広島市中区光南二丁目14番12号
吉島第四	広島刑務所鍛錬場棟	広島市中区吉島町13番114号
広瀬	広瀬児童館	広島市中区広瀬町2番17号

本川	本川小学校体育館	広島市中区本川町一丁目5番39号
神崎	神崎小学校体育館	広島市中区舟入中町1番36号
舟入東	舟入高等学校北棟1階	広島市中区舟入南一丁目4番4号
舟入西	舟入高等学校体育館	広島市中区舟入南一丁目4番4号
江波第一	江波中学校体育館	広島市中区江波西一丁目1番13号
江波第二	江波小学校体育館	広島市中区江波南二丁目2番53等
江波第三	栄光こども園ホール	広島市中区江波西二丁目32番1号
投票区数	24	

〔東区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
温品第一	温品幼稚園	広島市東区温品七丁目8番4号
温品第二	広島市東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
上温品	広島市温品福祉センター	広島市東区上温品一丁目24番1号
馬木第一	馬木公民館	広島市東区馬木二丁目565番地4
馬木第二	福木保育園	広島市東区馬木九丁目1番1号
福田	福田公民館	広島市東区福田四丁目4152番地1
戸坂第一	戸坂公民館	広島市東区戸坂出江二丁目10番26号
戸坂第二	中山台町内会集会所	広島市東区中山上二丁目37番4号
戸坂第三	広島市戸坂福祉センター	広島市東区戸坂大上一丁目4番22号
戸坂第四	戸坂保育園	広島市東区戸坂千足二丁目10番2号
中山第一	中山保育園	広島市東区中山中町4番16号
中山第二	広島市中山福祉センター	広島市東区中山南一丁目5番39号
牛田第一	あやめ幼稚園	広島市東区牛田中二丁目7番34号
牛田第二	牛田集会所	広島市東区牛田旭二丁目6番15号
牛田第三	牛田新町集会所	広島市東区牛田新町一丁目3番31号
牛田第四	早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目19番1号
二葉	二葉集会所	広島市東区二葉の里一丁目7番22号
愛宕	若草集会所	広島市東区若草町10番25号
★尾長第一	尾長小学校体育館	広島市東区山根町21番10号
尾長第二	二葉中学校金工室	広島市東区光町二丁目15番8号
矢賀	矢賀幼稚園	広島市東区矢賀二丁目10番5号
投票区数	21	

〔南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
荒神	荒神保育園	広島市南区西蟹屋三丁目15番13号
大州	大州保育園	広島市南区大州三丁目9番31号
青崎	青崎小学校体育館	広島市南区青崎一丁目15番51号
向洋	向洋集会所	広島市南区向洋中町5番16号
向洋新町	向洋新町会館	広島市南区向洋新町一丁目6番1号
段原第一	比治山会館	広島市南区段原日出一丁目13番22号
段原第二	段原東集会所	広島市南区段原四丁目3番16号
段原第三	みみょう幼稚園	広島市南区段原南一丁目5番3号
段原第四	段原小学校体育館	広島市南区的場町二丁目4番19号
比治山	安芸幼稚園	広島市南区比治山本町12番60号
東雲第一	比治山小学校体育館	広島市南区上東雲町28番28号
東雲第二	東雲第二公園仮設投票所（東雲会館の南側）	広島市南区東雲二丁目9番
出汐	出汐会館	広島市南区出汐一丁目5番12号
霞町	比治山女子高等学校	広島市南区西霞町5番16号
旭町	大河小学校体育館	広島市南区旭一丁目8番1号
★皆実	皆実小学校体育館	広島市南区皆実町一丁目15番32号
翠町第一	翠町東集会所	広島市南区翠三丁目4番1号
翠町第二	翠町中学校格技場	広島市南区翠四丁目15番1号
翠町第三	広島大学附属中・高等学校1階教室	広島市南区翠一丁目1番1号
仁保	仁保小学校体育館	広島市南区仁保新町二丁目8番30号

黄金山	黄金山小学校体育館	広島市南区北大河町35番1号
大河	大河保育園	広島市南区北大河町15番16号
湊崎	柞木会館(柞木公園内)	広島市南区仁保三丁目2番8号
楠那	楠那小学校体育館	広島市南区楠那町5番7号
宇品第一	宇品体育館	広島市南区宇品海岸三丁目6番54号
宇品第二	宇品児童館	広島市南区宇品御幸四丁目5番32号
宇品第三	宇品東小学校体育館	広島市南区宇品東七丁目11番8号
宇品第四	宇品中学校柔剣道場	広島市南区宇品東五丁目1番51号
宇品第五	宇品西公園仮設投票所(宇品集会所の東隣)	広島市南区宇品御幸二丁目6番
元宇品	元宇品会館	広島市南区元宇品町13番18号
出島	広島市出島福祉センター	広島市南区出島一丁目32番1号
似島	似島集会所	広島市南区似島町字家下752番地74
金輪	金輪島集会所	広島市南区宇品町字金輪島381番地9
投票区数	33	

〔西区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
向地	向地公民館	広島市西区大芝三丁目10番3号
大芝北	大芝集会所	広島市西区大芝一丁目13番21号
大芝南	大芝小学校体育館	広島市西区大芝一丁目25番18号
三篠第一	三篠公民館	広島市西区打越町10番23号
三篠第二	横川会館	広島市西区横川町二丁目1番1号
三滝	三滝本町集会所	広島市西区三滝本町二丁目16番25号
中広	中広中学校生徒会室(旧電気室)	広島市西区中広町三丁目1番41号
天満	天満小学校体育館	広島市西区天満町1番27号
福島	西地域交流センター	広島市西区福島町一丁目19番12号
観音	観音小学校体育館	広島市西区観音本町二丁目1番26号
★南観音第一	観音中学校体育館	広島市西区南観音三丁目4番6号
南観音第二	南観音小学校体育館	広島市西区南観音六丁目5番45号
南観音第三	観音新町会館	広島市西区観音新町三丁目8番40号
新庄	新庄集会所	広島市安佐南区長束四丁目19番28号
己斐第一	己斐集会所(己斐本町会館)	広島市西区己斐本町二丁目3番4号
己斐第二	己斐小学校体育館	広島市西区己斐上二丁目1番1号
己斐第三	己斐上集会所(己斐峠入口バス停東側)	広島市西区己斐上一丁目14番5号
己斐第四	己斐東学区会館(さくら保育所向側)	広島市西区己斐中三丁目46番5号
己斐第五	己斐上小学体育館	広島市西区己斐上六丁目455番地
己斐第六	己斐中学校体育館	広島市西区己斐上三丁目35番1号
己斐第七	己斐上五丁目集会所	広島市西区己斐上五丁目26番11号
庚午北	庚午北集会所	広島市西区庚午北二丁目14番1号
庚午中	庚午中三丁目集会所	広島市西区庚午中三丁目3番15号
庚午	庚午中学校武道場	広島市西区庚午中四丁目12番48号
高須第一	古田保育園	広島市西区古江東町1番17号
高須第二	高須台集会所	広島市西区高須台三丁目22番18号
古田	古田公民館	広島市西区古江西町19番15号
山田	山田小学校体育館	広島市西区山田新町二丁目21番1号
草津第一	草津保育園	広島市西区草津東二丁目20番23号
草津第二	漁民会館	広島市西区草津南一丁目16番29号
鈴が峰	鈴が峰会館	広島市西区鈴が峰町37番4号
田方第一	田方集会所	広島市西区田方一丁目20番21号
田方第二	田方上集会所	広島市西区田方二丁目6番12号
井口明神	井口明神小学校体育館	広島市西区井口明神一丁目13番1号
井口台	井口台小学校体育館	広島市西区井口台三丁目5番1号
井口第一	井口集会所	広島市西区井口二丁目1番3号
井口第二	井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号
井口第三	市営井口住宅東棟集会所	広島市西区井口三丁目4番1号
投票区数	38	

〔安佐南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
川内	川内小学校体育館	広島市安佐南区川内五丁目40番1号
八木第一	鳴渡場集会所	広島市安佐南区八木町272番地1
八木第二	八木小学校体育館	広島市安佐南区八木九丁目17番1号
八木第三	梅林小学校体育館	広島市安佐南区八木三丁目3番9号
緑井第一	佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号
緑井第二	緑井小学校体育館	広島市安佐南区緑井四丁目31番1号
安古市第一	東野公民館	広島市安佐南区東野二丁目22番7号
安古市第二	中筋福祉会館	広島市安佐南区中筋一丁目4番18号
★安古市第三	古市小学校体育館	広島市安佐南区古市二丁目21番1号
安古市第四	古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目24番8号
安古市第五	大町集会所	広島市安佐南区大町東三丁目7番25-6号
安古市第六	安東小学校体育館	広島市安佐南区安東一丁目28番1号
安古市第七	上安公会堂	広島市安佐南区上安一丁目3番19号
安古市第八	安小学校体育館	広島市安佐南区上安二丁目7番56号
安古市第九	安西小学校体育館	広島市安佐南区高取南二丁目18番1号
安古市第十	安北小学校体育館	広島市安佐南区高取北二丁目30番1号
安古市第十一	上安小学校体育館	広島市安佐南区上安五丁目21番52号
安古市第十二	毘沙門台小学校体育館	広島市安佐南区毘沙門台三丁目1番1号
安古市第十三	広島中央グリーンハイツ集会所	広島市安佐南区安東七丁目22番2号
安古市第十四	高長集会所	広島市安佐南区高取北四丁目4番14号
安古市第十五	弘徳団地第一自治会館	広島市安佐南区安東四丁目26番27号
安古市第十六	安東亜ハイツ集会所	広島市安佐南区相田七丁目27番3号
祇園第一	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
祇園第二	祇園小学校体育館	広島市安佐南区祇園三丁目1番27号
祇園第三	山本幼稚園遊戯室	広島市安佐南区山本四丁目12番4号
祇園第四	長東西集会所	広島市安佐南区長東西三丁目2番3号
祇園第五	長東小学校体育館	広島市安佐南区長東四丁目15番1号
祇園第六	原南小学校体育館	広島市安佐南区西原二丁目19番23号
祇園第七	原小学校体育館	広島市安佐南区西原六丁目29番6号
祇園第八	東原中学校柔剣道場	広島市安佐南区東原三丁目8番1号
祇園第九	春日野小学校体育館	広島市安佐南区山本新町二丁目18番1号
沼田第一	戸山小中一貫教育校体育館	広島市安佐南区沼田町大字阿戸3725番地
沼田第二	上吉山集会所	広島市安佐南区沼田町大字吉山1393番地1
沼田第三	阿戸集会所	広島市安佐南区沼田町大字阿戸1416番地1
沼田第四	奥畑集会所	広島市安佐南区伴西五丁目1126番地
沼田第五	伴中央集会所	広島市安佐南区伴中央二丁目5番80号
沼田第六	下伴集会所	広島市安佐南区伴東三丁目6番1号
沼田第七	大塚集会所	広島市安佐南区大塚西一丁目26番6号
沼田第八	沼田合同庁舎	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号
沼田第九	大塚中学校武道場	広島市安佐南区大塚西六丁目3番1号
投票区数	40	

〔安佐北区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白木第一	志屋西集会所	広島市安佐北区白木町大字志路2877番地
白木第二	志屋地区多目的ホール	広島市安佐北区白木町大字志路5511番地6
白木第三	井原会館	広島市安佐北区白木町大字井原4442番地2
白木第四	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4
白木第五	檜山集会所	広島市安佐北区白木町大字市川6364番地1
白木第六	上三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田9063番地3
白木第七	三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田2218番地1
白木第八	下三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田5826番地
狩留家	狩留家集会所	広島市安佐北区狩留家町3144番地
上深川	上深川コミュニティー施設	広島市安佐北区上深川町754番地
小河原	小河原町民センター	広島市安佐北区小河原町789番地1

深川第一	深川小学校体育館	広島市安佐北区深川五丁目12番1号
深川第二	上庄会館	広島市安佐北区深川三丁目24番10号
亀崎	亀崎小学校体育館	広島市安佐北区亀崎四丁目2番1号
真亀	落合中学校体育館	広島市安佐北区真亀二丁目1番1号
倉掛	倉掛小学校体育館	広島市安佐北区倉掛一丁目13番1号
落合第一	諸木会館	広島市安佐北区落合南八丁目27番2号
落合第二	落合東小学校体育館	広島市安佐北区落合四丁目13番1号
落合第三	玖村会館	広島市安佐北区落合二丁目41番26号
落合第四	落合小学校体育館	広島市安佐北区落合南二丁目13番1号
口田第一	口田東小学校体育館	広島市安佐北区口田二丁目1番1号
口田第二	矢口が丘集会所	広島市安佐北区口田南九丁目19番10号
口田第三	口田小学校体育館	広島市安佐北区口田南二丁目7番2号
口田第四	口田南集会所	広島市安佐北区口田南二丁目21番23号
大林第一	桧山会館	広島市安佐北区大林町2584番地2
大林第二	大林本郷集会所	広島市安佐北区大林二丁目10番10号
三入第一	三入小学校体育館	広島市安佐北区三入三丁目12番1号
三入第二	桐原公会堂	広島市安佐北区可部町大字桐原1480番地1
三入第三	桐陽台コミュニティセンター	広島市安佐北区三入東一丁目30番20号
南原	南原公会堂	広島市安佐北区可部町大字南原388番地1
綾ヶ谷第一	東綾ヶ谷公会堂	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷527番地5
綾ヶ谷第二	綾西集会所(綾西会館)	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷1859番地
勝木第一	勝木台交流会館	広島市安佐北区亀山西一丁目3番28号
勝木第二	中河内集会所	広島市安佐北区可部町大字勝木521番地1
亀山第一	德行寺門徒会館	広島市安佐北区亀山二丁目17番15号
亀山第二	虹山集会所	広島市安佐北区亀山南五丁目4番6号
亀山第三	亀山小学校体育館	広島市安佐北区亀山五丁目42番11号
可部第一	可部中学校武道場	広島市安佐北区可部七丁目2番1号
可部第二	安佐北区総合福祉センター	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
★可部第三	可部小学校体育館	広島市安佐北区可部四丁目9番1号
可部第四	下の浜集会所	広島市安佐北区可部南五丁目1番2号
可部第五	中島会館	広島市安佐北区可部南一丁目1番39号
可部第六	可部南集会所	広島市安佐北区可部東二丁目25番3号
安佐第一	久地南小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台55番地1
安佐第二	久地集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地甲4492番地
安佐第三	宇賀地区集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地8058番地1
安佐第五	後山集会所	広島市安佐北区安佐町大字後山1411番地5
安佐第六	毛木集会所	広島市安佐北区安佐町大字毛木761番地
安佐第七	宮野集会所	広島市安佐北区安佐町大字宮野73番地1
安佐第八	筒瀬集会所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬459番地3
安佐第九	安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地3
安佐第十	小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内1217番地2
安佐第十一	西部会館	広島市安佐北区安佐町大字小河内6080番地2
安佐第十二	東谷上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張760番地3
安佐第十三	鈴張集会所1階ホール(元農協購買部)	広島市安佐北区安佐町大字鈴張2025番地1
安佐第十四	西上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張4058番地3
安佐第十五	正念寺	広島市安佐北区安佐町大字飯室1280番地
安佐第十六	飯室小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字飯室1544番地
安佐第十七	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地1
あさひが丘	日浦小学校体育館	広島市安佐北区あさひが丘七丁目12番1号
投票区数	60	

〔安芸区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
畑賀	広島市畑賀福祉センター	広島市安芸区畑賀三丁目30番14号
中野第一	ケアハウス安芸中野	広島市安芸区中野三丁目9番5号
中野第二	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
中野第三	中野東小学校体育館	広島市安芸区中野五丁目11番1号
瀬野	広島市瀬野福祉センター	広島市安芸区瀬野一丁目4番19号

上瀬野	瀬野学区集会所	広島市安芸区上瀬野二丁目16番12号
みどり坂	みどり坂小学校体育館	広島市安芸区瀬野西一丁目38番1号
阿戸第一	阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町6166番地
阿戸第二	第五区集会所	広島市安芸区阿戸町5460番地1
船越	船越小学校体育館	広島市安芸区船越五丁目22番11号
★船越南	北鴻治集会所(北鴻治会館)	広島市安芸区船越南三丁目25番31号
船越西	船越西部保育園	広島市安芸区船越一丁目41番9号
矢野第一	矢野小学校体育館	広島市安芸区矢野西六丁目11番1号
矢野第二	矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目24番2号
矢野第三	矢野中央保育園	広島市安芸区矢野東五丁目9番2号
矢野第四	矢野西保育園	広島市安芸区矢野西四丁目11番12号
矢野第五	寺屋敷集会所	広島市安芸区矢野町740番地3
矢野第六	矢野南小学校体育館	広島市安芸区矢野南四丁目17番1号
投票区数	18	

〔佐伯区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
★第一	佐伯区役所	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
第二	吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園13番1号
第三	五日市児童館	広島市佐伯区五日市三丁目1番1号
第四	皆賀会館	広島市佐伯区皆賀四丁目6番5号
第五	五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑11番14号
第六	五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号
第七	五日市中央小学校体育館	広島市佐伯区五日市中央三丁目12番1号
第八	楽々園小学校体育館	広島市佐伯区楽々園六丁目8番1号
第九	美の里保育園	広島市佐伯区美の里二丁目1番9号
第十	三筋保育園	広島市佐伯区三筋二丁目2番14号
第十一	五日市観音小学校体育館	広島市佐伯区三宅四丁目10番1号
第十二	五日市観音中学校多目的ホール	広島市佐伯区坪井三丁目88番地
第十三	五日市中央北保育園	広島市佐伯区五日市中央七丁目8番43号
第十四	八幡小学校体育館	広島市佐伯区八幡二丁目2番1号
第十五	八幡東保育園	広島市佐伯区八幡東三丁目18番3号
第十六	三和中学校体育館	広島市佐伯区利松三丁目10番1号
第十七	新宮山荘	広島市佐伯区五日市町大字石内940番地2
第十八	石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地1
第十九	五月が丘小学校体育館	広島市佐伯区五月が丘二丁目22番1号
第二十	河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地
第二十一	白川集会所	広島市佐伯区五日市町大字下河内1217番地1
第二十二	五日市駅前保育園	広島市佐伯区五日市駅前一丁目1番3号
第二十三	美鈴が丘東街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘東三丁目19番2号
第二十四	薬師が丘第一集会所	広島市佐伯区薬師が丘二丁目2番13号
第二十五	美鈴が丘西街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘西三丁目6番1号
第二十六	五日市東小学校体育館	広島市佐伯区皆賀二丁目3番1号
第二十七	藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号
第二十八	東観音台第一集会所	広島市佐伯区観音台二丁目20番18号
第二十九	彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目21番6号
第三十	五月が丘五丁目集会所	広島市佐伯区五月が丘五丁目21番30号
第三十一	石内北小学校体育館	広島市佐伯区石内北三丁目23番1号
葛原	葛原集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原707番地
白砂	重光集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂966番地1
河内原	八幡原中央集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂2798番地6
川角	湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷13番地1
伏谷	伏谷文化センター	広島市佐伯区湯来町大字伏谷1874番地5
杉並台	杉並台コミュニティセンター	広島市佐伯区杉並台26番13号
上多田	みどり会館	広島市佐伯区湯来町大字多田523番地1
中多田	湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地
打尾谷	さつき会館	広島市佐伯区湯来町大字多田甲1804番地
菅沢	菅沢集会所	広島市佐伯区湯来町大字菅沢422番地1

和田	下和田集会所	広島市佐伯区湯来町大字和田1021番地3
麦谷	湯来農村環境改善センター	広島市佐伯区湯来町大字麦谷2501番地
下	下地区集会所	広島市佐伯区湯来町大字下1241番地
投票区数	44	

(注) 選挙当日投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。なお、次の投票所は、投票時間の繰り上げ・繰り下げを行った。

区名	投票区名	選挙当日投票所施設名	投票時間
南	似島投票区	似島集会所	午前6:00～午後6:00
	金輪投票区	金輪島集会所	午前7:00～午後6:00
佐伯	第二十一投票区	白川集会所	午前7:00～午後6:00
	上多田投票区	みどり会館	午前7:00～午後6:00

(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

開設期間：令和6年10月16日から令和6年10月26日まで

※ 広島駅南口地下広場期日前投票所の開設期間は各区ともに令和6年10月23日から令和6年10月25日まで

●は在外選挙人が期日前投票・不在者投票を行う施設

区名	期日前投票所等施設名	所在地
中	●中区役所3階第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先
東	●東区役所3階第4・第5会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号
	東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先
南	●南区役所4階4-1、4-2、4-3会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先
西	●西区役所2階第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先
安佐南	●安佐南区役所1階第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号
	安佐南区役所佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号
	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
	安佐南区役所沼田出張所	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先
安佐北	●安佐北区役所1階第1会議室	広島市安佐北区可部四丁目13番13号
	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
	安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目13番7号
	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先
安芸	●安芸区役所3階第1会議室	広島市安芸区船越南三丁目4番36号
	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
	安芸区役所阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町6257番地の2
	安芸区役所矢野出張所	広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先
佐伯	●佐伯区役所3階302会議室	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
	佐伯区役所湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地
	広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先

(注) 期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。なお、これ以外の日時・時刻に開設した期日前投票所は次のとおり。

区名	期日前投票所等施設名	開設日	投票時間
中 東 南 西 安佐南 安佐北 安芸 佐伯	広島駅南口地下広場	令和6年10月23日から 令和6年10月25日まで	午前10:00～午後8:00

(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地

区名	開票所施設名	所在地
中	市立幟町中学校体育館	広島市中区上幟町6番29号
東	市立二葉中学校体育館	広島市東区光町二丁目15番8号
南	市立広島工業高等学校体育館	広島市南区東本浦町1番18号
西	市立庚午中学校体育館	広島市西区庚午中四丁目12番48号
安佐南	市立沼田高等学校体育館	広島市安佐南区伴東六丁目1番1号
安佐北	市立広島中等教育学校体育館	広島市安佐北区三入東一丁目14番1号
安芸	市立矢野中学校体育館	広島市安芸区矢野東二丁目16番1号
佐伯	市立五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号

4 選挙人名簿等登録者数

今回の選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会（小選挙区）及び中央選挙管理委員会（比例代表）の定めるところにより、次のとおり行われた。

- (1) 被登録資格の決定の基準となる日

令和6年10月14日

ただし、年齢については、選挙期日（10月27日）により算定

- (2) 登録の日

令和6年10月14日

選挙区名	区名	令和6年10月14日現在の登録者数		
		男（人）	女（人）	計（人）
＜選挙人名簿＋在外選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	53,313	62,433	115,746
	東	46,172	51,218	97,390
	南	56,830	60,573	117,403
	計	156,315	174,224	330,539
広島県第二区	西	74,026	80,037	154,063
	佐伯	55,504	59,771	115,275
	計	129,530	139,808	269,338
広島県第三区	安佐南	95,030	101,802	196,832
	安佐北	55,268	61,283	116,551
	安芸	31,266	31,620	62,886
	計	181,564	194,705	376,269
広島市 計		467,409	508,737	976,146
広島県 計		1,095,352	1,182,936	2,278,288
＜選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	53,270	62,369	115,639
	東	46,140	51,176	97,316
	南	56,786	60,507	117,293
	計	156,196	174,052	330,248
広島県第二区	西	73,979	79,939	153,918
	佐伯	55,466	59,717	115,183
	計	129,445	139,656	269,101
広島県第三区	安佐南	94,994	101,756	196,750
	安佐北	55,238	61,230	116,468
	安芸	31,246	31,603	62,849
	計	181,478	194,589	376,067
広島市 計		467,119	508,297	975,416
広島県 計		1,094,650	1,181,875	2,276,525
＜在外選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	43	64	107
	東	32	42	74
	南	44	66	110
	計	119	172	291
広島県第二区	西	47	98	145
	佐伯	38	54	92
	計	85	152	237
広島県第三区	安佐南	36	46	82
	安佐北	30	53	83
	安芸	20	17	37
	計	86	116	202
広島市 計		290	440	730
広島県 計		702	1,061	1,763

5 選挙長及び開票管理者

(1) 選挙長及び同職務代理人

① 衆議院議員総選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人並びに選挙分会長及び同職務代理人は、次のとおりである。

小選挙区

選挙区名	選挙長	同職務代理人
広島県第一区	国政 道明	末平 顕雄
広島県第二区	国政 道明	末平 顕雄
広島県第三区	田邊 誠	末平 顕雄

比例代表

選挙区名	選挙分会長	同職務代理人
中国	国政 道明	末平 顕雄

② 最高裁判所裁判官国民審査

広島県選挙管理委員会において選任した審査分会長及び同職務代理人は、次のとおりである。

審査分会長	同職務代理人
田邊 誠	末平 顕雄

(2) 開票管理者及び同職務代理人

各区の選挙管理委員会において、選挙権を有する者の中から次の者を選任した。

区名	開票管理者	同職務代理人
中	甲斐野 正行	今富 雅夫
東	佐々木 和宏	重水 靖彦
南	中田 憲悟	西本 和弘
西	原田 武彦	南浦 詳仁

区名	開票管理者	同職務代理人
安佐南	高岡 優	高石 実
安佐北	大本 和則	吉谷 勝美
安芸	荒井 秀則	三宅 修司
佐伯	久笠 信雄	石井 源太

6 選挙事務関係者

開票事務には市・区職員が従事したが、投票事務については全事務従事者の40.03%を民間人に委嘱した。

(1) 投票事務関係者

区 分	投票 管理者	同職務 代理者	投票 立会人	投票事務従事者				
				市・区 選管書記	市・区 職 員	民間人	計	
選挙当日 投票所	中	24	—	90	—	147	157	304
	東	21	—	81	—	119	117	236
	南	33	—	100	—	169	156	325
	西	38	—	139	—	233	188	421
	安佐南	40	—	120	—	230	203	433
	安佐北	60	—	178	—	275	216	491
	安 芸	18	—	41	1	115	62	178
	佐 伯	44	—	106	—	240	210	450
市 計	278	—	855	1	1,528	1,309	2,838	
期日前 投票所	中	20	—	26	23	96	20	139
	東	25	—	92	33	237	95	365
	南	14	—	24	22	14	31	67
	西	15	—	49	22	136	6	164
	安佐南	47	—	30	27	176	55	258
	安佐北	47	—	180	84	127	245	456
	安 芸	47	—	37	18	74	44	136
	佐 伯	32	—	60	32	83	19	134
市 計	247	—	498	261	943	515	1,719	
合 計	中	44	—	116	23	243	177	443
	東	46	—	173	33	356	212	601
	南	47	—	124	22	183	187	392
	西	53	—	188	22	369	194	585
	安佐南	87	—	150	27	406	258	691
	安佐北	107	—	358	84	402	461	947
	安 芸	65	—	78	19	189	106	314
	佐 伯	76	—	166	32	323	229	584
市 計	525	—	1,353	262	2,471	1,824	4,557	

(2) 開票事務関係者

区 名	開票管理者	開票立会人		開票事務従事者		計
		小選挙区	比例代表	市・区 選管書記	市・区 職 員	
中	1	3	4	22	157	179
東	1	3	4	26	139	165
南	1	3	4	26	178	204
西	1	3	4	29	222	251
安佐南	1	3	3	27	241	268
安佐北	1	3	3	36	183	219
安 芸	1	4	3	31	95	126
佐 伯	1	3	5	23	191	214
市 計	8	25	30	220	1,406	1,626

7 選挙啓発事業

衆議院議員総選挙の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票を呼びかけた。

(時期について特に明記していないものは告示日から実施)

種別	事項	時期・場所等	内容・その他
看板掲出等	① 立看板の掲出	公民館、勤労青少年ホーム、地域福祉センター、各区スポーツセンター等、各区民文化センター (掲出箇所：19か所)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	② 期日前投票周知用立看板の掲出	区役所 (12か所) 出張所 (12か所) 10月15日(火)～10月27日(日)	期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	③ 投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域 投票所の変更があった地域 10月15日(火)～10月27日(日)	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。
	④ 懸垂幕の掲出	市役所本庁舎広報塔、各区役所 (9か所) 10月15日(火)～10月27日(日)	選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出した。
	⑤ のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地 10月15日(火)～10月27日(日)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
街頭啓発等	① 街頭啓発の実施	ア 各区選管での街頭啓発 イ ユースボランティアとの街頭啓発 ・実施日 10月19日(土) ・実施場所 そごう広島付近 ウ 県選管との合同街頭啓発 ・実施日 10月25日(金) ・実施場所 八丁堀交差点ほか	繁華街や駅前などで、幟や選挙啓発資材を配布し、投票を呼び掛けた。
	② 宣伝車による巡回	・実施日 10月20日(日)、10月26日(土) 10月27日(日) ・宣伝車台数 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区 各2台 計11台/日	選挙名及び投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
広報活動等	① 市選挙管理委員会ホームページでの広報	10月15日(火)～10月26日(土)	選挙名、投票日及び選挙制度を掲載し、広く市民に周知した。
	② 市広報用Twitter、facebookでの広報	10月15日(火)～10月27日(日)	選挙名、投票日及び期日前投票など、広く市民に呼びかけた。
	③ 大型ディスプレイ(デジタルサイネージ)での広報	市役所本庁舎 10月15日(火)～10月27日(日)	選挙名、投票日等の選挙啓発コンテンツを登録し、周知を図った。
		民間施設のデジタルサイネージ 10月15日(火)～10月27日(日)	デジタルサイネージを保有する民間施設に対して、選挙名、投票日等の選挙啓発コンテンツの掲出を依頼した。
	④ 区役所広告モニターでの広報	各区役所 10月15日(火)～10月25日(金)	各区役所1階に設置している広告モニターで、選挙名、投票日及び期日前投票等を周知した。
⑤ 市の広報番組での広報	10月16日(水)～10月26日(土)	市広報枠のラジオスポットで投票を呼びかける。	
その他	① 住所異動者に対する周知用チラシの配布	各区役所、出張所	選挙名、投票日及び選挙制度を周知するチラシを、住所異動者に配布した。
	② 館内放送による広報	スーパーマーケット、公共施設等 10月21日(月)～10月27日(日)	選挙名及び投票日を周知する館内放送を行った。
	③ 大学への啓発メール等の依頼	大学 10月15日(火)～10月27日(日)	在籍する学生に向けた一斉メール送信の依頼、ポスター掲示を依頼し、投票日及び期日前投票の周知を行う。

10月27日(日)は、衆議院議員総選挙・ 最高裁判所裁判官国民審査の投票日です!!

選挙人名簿に登録されている人で**最近住所をかえた方はご注意ください。**

投票日当日に広島市で投票できる人

次の①と②の要件を満たす人です。

- ① 平成18年10月28日までに生まれた人
(投票日に満18歳以上)
- ② 令和6年10月14日現在、広島市に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる日本国民
(令和6年7月14日までに広島市の住民基本台帳に登録された人)
※ 10月14日現在、広島市に住所がなくても3か月以上広島市の住民基本台帳に登録されていた人は、広島市で投票できる場合がありますのでお問い合わせください。

【最近住所をかえた方の投票地】

- ・**広島市内で転居した人**(既に選挙人名簿に登録されている人)
10月9日以前に転居の届出をした人は、現在の住所地(転居後の住所地)
10月10日以降に転居の届出をした人は、旧住所地(転居前の住所地)
- ・**市外から広島市に転入した人**
7月14日までに転入の届出をした人は、広島市
7月15日以降に転入の届出をした人は、元の住所地(広島市外)
- ・**広島市から市外へ転出した人**
転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている人は、登録されている住所地(広島市外)
広島市を転出後、他の市町村の選挙人名簿に登録されておらず、広島市の選挙人名簿に登録されている人は、広島市

選挙のお知らせを「封書」でお届けします

世帯ごとにまとめて「封書」でお送りします。世帯の皆様の「選挙のお知らせ」が入っていることを確認してください。

投票用紙の種類

	用紙の色	記載する事項
小選挙区	水色	候補者氏名
比例代表	ピンク色	政党名または政治団体名
国民審査	うぐいす色	やめさせたい人に×印

選挙公報

候補者や政党などの政見等を掲載した選挙公報を10月23日(水)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも届き次第備え付けます。

- ◆投票所内での咳エチケット、手指の消毒などに協力ください。
- ◆各自で持参された筆記用具で投票ができます。
(投票所でも筆記用具を用意しています。)

投票時間

7:00 から 20:00 までです。ただし、南区の似島集会所は6:00 から 18:00 まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は7:00 から18:00 までです。

期日前投票

用事や仕事などで、10月27日(日)に投票に行けない人は、期日前投票ができます。

【期日前投票ができる期間及び時間】

10月16日(水)～10月26日(土) (土・日曜日も含む)
8:30 から 20:00 まで

【投票場所】

選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。)※ 連絡所ではできません。
※広島駅南口地下広場でも、10月23日(水)～10月25日(金)の10:00～20:00に、期日前投票ができます。
(受付は区ごとに行います。)

【持っていくもの】

「選挙のお知らせ」(裏面の期日前投票宣誓書欄に記入し、ご持参ください(届いているとき))。「選挙のお知らせ」をなくした場合や持参していない場合は、期日前投票所に備付の【期日前投票宣誓書】に記入していただきます。

他の市区町村での不在者投票

出張などで10月27日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。

「不在者投票宣誓書・請求書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)マイナンバーカードを使用して広島市電子申請システムからも請求できます。(詳しくは広島市のホームページをご覧ください。)

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票ができます。投票用紙は10月23日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
- ② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

点字・代筆による投票

視覚に障害のある人は点字投票ができます。また、病气やけがなどのため、自ら投票用紙に候補者氏名等を記載できない人は、投票所職員の代筆により投票ができます。投票所職員にお申し出ください。

(お問合わせ先) 市・区 選挙管理委員会	市 ⇒ Tel.504-2513	南区 ⇒ Tel.250-8934	安佐北区 ⇒ Tel.819-3959
	中区 ⇒ Tel.504-2544	西区 ⇒ Tel.532-0925	安芸区 ⇒ Tel.821-4903
	東区 ⇒ Tel.568-7703	安佐南区 ⇒ Tel.831-4927	佐伯区 ⇒ Tel.943-9753

10月27日（日）は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

ページ番号：0000401539 更新日：2024年10月15日更新



投票時間 7：00から20：00まで（一部地域を除く）

★南区の似島集会所は6：00から18：00、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は7：00から18：00まで

 [投票区・投票所一覧表 \[PDFファイル/554KB\]](#)

1 衆議院議員総選挙の選挙区

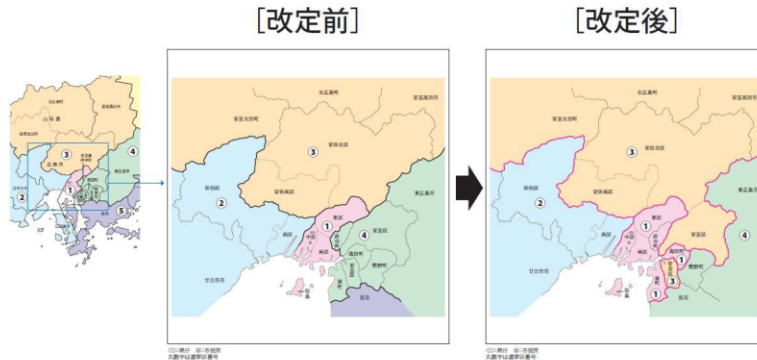
≪小選挙区≫

1選挙区から1人が選ばれます。広島市は第1区から第3区の3つの選挙区に分かれます。

選挙区	選挙区内の該当区域
第1区	中区・東区・南区

第2区	西区・佐伯区
第3区	安佐南区・安佐北区・安芸区

※衆議院議員選挙の小選挙区が改定され、今回の衆議院議員総選挙から安芸区は第3区になりました。



《比例代表の選挙区》

中国5県が1つの選挙区となり、10人が選ばれます。

2 投票日当日に投票できる人

◆選挙人名簿に登録される次の(1)~(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できます。

- (1) 日本国籍を持っている人
- (2) 平成18年10月28日までに生まれた人（投票日に満18歳以上）
- (3) 令和6年10月14日現在、広島市内に住所があり、引き続き3ヶ月以上住んでいる人（令和6年7月14日までに広島市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人）

◆選挙人名簿に登録されている人のうち最近住所を変えた場合について

- (1) 広島市内で転居した人
 - ・10月9日までに転居の届出をした人は、現在の住所地（転居後の住所地）で投票できます。
 - ・10月10日以降に転居の届出をした人は、旧住所地（転居前の住所地）で投票できます。（転居後の住所地では投票できません。）
- (2) 広島市外から広島市内へ転入した人
 - ・7月14日までに転入の届出をした人は、現在の住所地（広島市内）で投票できます。
 - ・7月15日以降に転入の届出をした人は、旧住所地（転出元の市区町村）で投票できます。（旧住所地の選挙人名簿に登録されている人に限ります。）
- (3) 広島市から広島市外へ転出した人
 - ・転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、転出先の市町（広島市外）で投票できます。（広島市の旧住所地では投票できません。）
 - ・広島市を転出後、他の市区町村の選挙人名簿に登録されていない人は、転出前の広島市の旧住所地で投票できます。（広島市の選挙人名簿に登録されており、住所を移してから4か月経過していない人に限ります。）

3 投票用紙の種類

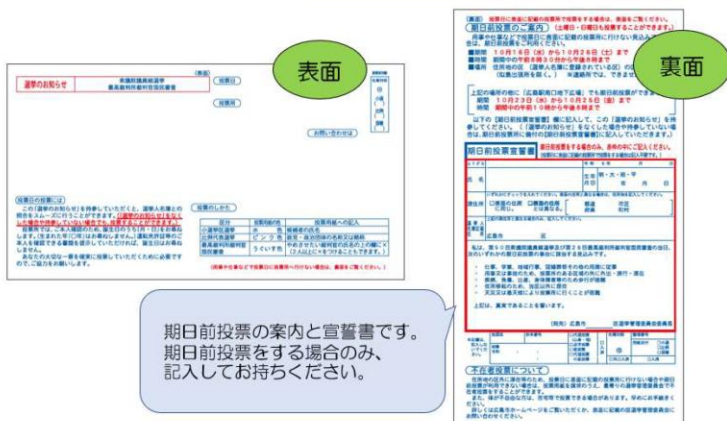
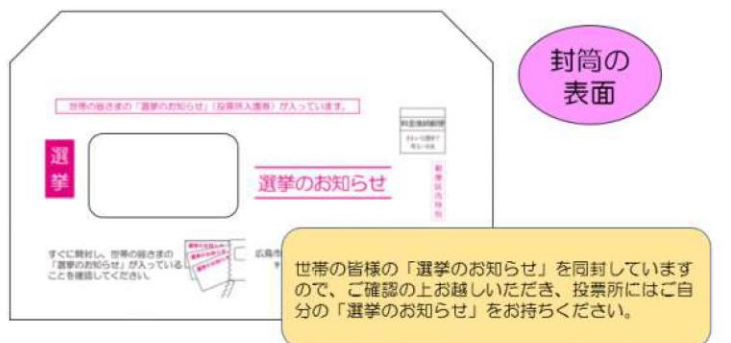
選挙の種類	投票用紙の色	記載する事項
小選挙区	水色	候補者の氏名
比例代表	ピンク色	政党名または政治団体名
国民審査	うぐいす色	やめさせたい人に×

4 「選挙のお知らせ」

投票できる人には、「選挙のお知らせ」を、世帯ごとに封書で順次郵送します。封筒の中には1人1枚ずつ、日時・場所などを記載した「選挙のお知らせ」が入っていますので、投票するときにご持参ください。（下のイメージ図をご参照ください。）

「選挙のお知らせ」が届く前や、届いた後になくされたり、投票する際に持参されていなくても投票できます。投票所や期日前投票所でその旨を伝えてください。届かない場合は、お住いの区の選挙管理委員会へご連絡ください。

【イメージ図】



5 期日前投票

用事や仕事などで、10月27日（日）の投票日に投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

◆日時

10月16日（水）～10月26日（土）（土・日曜日も投票できます。）

8：30～20：00まで

◆場所

住所地（選挙人名簿登録地）の区役所、区内の出張所（似島出張所は除きます。）

※連絡所ではできません。

◆持参するもの

「選挙のお知らせ」裏面の期日前投票宣誓書欄に記入して、持参してください。「選挙のお知らせ」をなくした場合や持参していない場合は、期日前投票所に備付の【期日前投票宣誓書】に記入していただきます。

（「選挙のお知らせ」が届く前でも期日前投票はできます。）

広島駅南口地下広場でも期日前投票ができます！

期間：10月23日（水）から10月25日（金）まで

時間：10：00～20：00まで

受付は区ごとに行います。

「選挙のお知らせ」裏面の期日前投票宣誓書欄に記入して、持参してください。「選挙のお知らせ」をなくした場合や持参していない場合は、期日前投票所に備付の【期日前投票宣誓書】に記入していただきます。

（「選挙のお知らせ」が届く前でも期日前投票はできます。）

投票日に用事がある方は、ぜひ、ご利用ください。



[期日前投票所（及び不在者投票記載場所）一覧表](#)

6 不在者投票

投票日に投票に行けない場合や、期日前投票を利用できない場合は、不在者投票をすることができます。

◆不在者投票のできる場所

(1)都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（入院・入所中の人に限られます。）

詳しくは、入院・入所している施設におたずねください。

(2)名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会（出張や旅行等で他の市区町村の選挙管理委員会
不在者投票する場合など）

「[不在者投票請求書・宣誓書 \[PDFファイル/127KB\]](#)」を、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付または持参（Fax、電子メールは不可）または、電子申請で請求してください。（電子申請のご利用には公的個人認証による証明書の電子署名が必要です。）

詳しくは関連情報>>>[衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票](#) をご覧ください。

7 重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は**10月23日（水）**までに区選挙管理委員会に請求してください。

詳しくは、関連情報 >>>[体が不自由な人の投票は？](#) をご覧ください。

8 点字・代筆による投票

視覚に障害のある方は点字投票ができます。また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載できない人は、投票所の職員の代筆により投票ができます。お気軽に投票所職員にお申し出ください。

9 選挙公報

衆議院議員総選挙においては、候補者の氏名、政見、経歴等を掲載した選挙公報を、**10月23日（水）**の新聞朝刊（中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経）に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも届き次第備え付けます。

- ・第50回衆議院議員総選挙 候補者・名簿届出政党等情報は[こちら](#)<外部リンク>
- ・第26回最高裁判所裁判官国民審査 審査対象裁判官情報は[こちら](#)<外部リンク>

10 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、気軽にお申し出ください。

区	投票区	投票所	住所
西区	己斐第三投票区	己斐上集会所 (己斐峠入口バス停東側)	西区己斐上一丁目 14番5号
安佐南区	安古市第十四	高長集会所	安佐南区高取北四丁目 4番14号
安佐北区	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目 41番26号

11 前回の選挙（※）と投票所が異なる投票区

※令和5年4月9日執行広島県議会議員選挙・広島市議会議員選挙・広島市長選挙

次の投票区は投票所が前回の選挙の投票所と異なります。

ご注意ください。

投票区・投票所一覧はこちらをご覧ください。  [投票区・投票所一覧表 \[PDFファイル/5\]](#)

		令和6年10月27日 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査		前回選挙 (令和5年4月9日 広島県議会議員選挙・ 広島市議会議員選挙・ 広島市長選挙)
区	投票区	投票所	住所	投票所
中区	白島第二	シルバー人材センター	中区西白島町23-9	白島小学校体育館
	幟町	幟町児童館	中区幟町3-49	幟町小学校体育館
	袋町	合人社ウエンディひと・まちプラザ北棟4階ギャラリーB	中区袋町6-36	袋町小学校1階玄関ホール
	千田第一	千田児童館	中区東千田町二丁目1-23	千田小学校体育館
	中島	中島児童館	中区加古町10-43	中島小学校体育館
	吉島第二	吉島東集会所	中区吉島新町二丁目9-3	吉島東小学校体育館
	広瀬	広瀬児童館	中区広瀬町2-17	広瀬小学校体育館
	舟入西	舟入高等学校体育館	中区舟入南一丁目4-4	舟入小学校体育館
	江波第一	江波中学校体育館	中区江波西一丁目1-13	江波中学校図書室
南区	荒神	荒神保育園	南区西蟹屋三丁目15-13	荒神町小学校体育館
	東雲第二	東雲第二公園仮設投票所(東雲会館の南側)	南区東雲二丁目9	東雲会館
	翠町第一	翠町東集会所	南区翠三丁目4-1	親和幼稚園
	翠町第三	広島大学附属中・高等学校1階教室	南区翠町一丁目1-1	広島大学附属中・高等学校2階教室
	宇品第二	宇品児童館	南区宇品御幸四丁目5-32	宇品小学校体育館
西区	三篠第一	三篠公民館	西区打越町10-23	三篠小学校体育館
	草津	草津保育園	西区草津東二丁目20-23	草津小学校体育館
	鈴が峰	鈴が峰会館	西区鈴が峰町37-4	鈴が峰小学校体育館
	高須第二	高須台集会所	西区高須台三丁目22-18	高須小学校体育館

東区	温品第一	温品幼稚園	東区温品七丁目8-4	温品小学校体育館
	戸坂第一	戸坂公民館	東区戸坂出江二丁目10-26	戸坂小学校体育館
	戸坂第二	中山台町内会集会所	東区中山上二丁目37-4	東浄小学校体育館
	戸坂第四	戸坂保育園	東区戸坂千足二丁目10-2	県立広島中央特別支援学校体育館
	中山第一	中山保育園	東区中山中町4-16	中山集会所
	牛田第二	牛田集会所	東区牛田旭二丁目6-15	牛田小学校体育館
	矢賀	矢賀幼稚園	東区矢賀二丁目10-5	矢賀小学校体育館
	馬木第二	福木保育園	東区馬木九丁目1-1	福木小学校体育館
安佐南区	祇園第三	山本幼稚園遊戯室	安佐南区山本四丁目12-4	山本小学校体育館
	沼田第一	戸山小中一貫教育校体育館	安佐南区沼田町大字阿戸3725	戸山公民館
	沼田第九	大塚中学校武道場	安佐南区大塚西六丁目3-1	大塚小学校体育館
安佐北区	大林第二	大林本郷集会所	安佐北区大林二丁目10-10	大林小学校体育館
	亀山第一	徳行寺門徒会館	安佐北区亀山二丁目17-15	河戸会館
佐伯区	第三	五日市児童館	佐伯区五日市三丁目1-1	五日市小学校体育館
	第八	楽々園小学校体育館	佐伯区楽々園六丁目8-1	楽々園公民館

12 有権者のみなさまへ

- 投票所内での咳エチケット等にご協力ください。
- 投票所に備え付けの消毒液で手指の消毒をお願いします。
- 投票所には筆記用具を用意していますが、各自が持参した筆記用具でも投票ができます。
- 過去の選挙における期日前・当日の投票状況を掲載していますので、混雑回避の参考としてください。

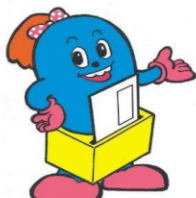
>>>[令和3年衆議院小選挙区選出議員選挙における投票者数（期日前投票・投票日別）](#)

>>>[令和3年衆議院小選挙区選出議員選挙における投票者数（選挙当日・時間別）](#)

投票所では、記載台の定期的な消毒などを行っています。

13 お問い合わせ先

お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会						
市	電話	504-2513	電話	250-8934	電話	819-3959
	ファックス	504-2519	ファックス	252-7179	ファックス	815-3906
中区	電話	504-2544	電話	532-0925	電話	821-4903
	ファックス	541-3835	ファックス	232-9783	ファックス	822-8069
東区	電話	568-7703	電話	831-4927	電話	943-9753
	ファックス	262-6986	ファックス	877-2299	ファックス	923-5098



関連情報

- ・ [投票区・投票所一覧表 \[PDFファイル/554KB\]](#)
- ・ [期日前投票所（及び不在者投票記載場所）一覧表](#)
- ・ [選挙管理委員会への問い合わせは？](#)

ダウンロード

- ・ [指定病院等における不在者投票・各種様式](#) <外部リンク>

このページに関するお問合せ先

市選挙管理委員会 事務局 啓発課 広報担当
 〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 Tel : 082-504-2794 Fax : 082-504-2069
shisenkan@city.hiroshima.lg.jp

《表面》

世帯の皆さまの「選挙のお知らせ」（投票所入場券）が入っています。

選
挙



料金後納郵便

きれいな選挙で
明るい未来

選挙のお知らせ

郵便区内特別

すぐに開封し、世帯の皆さまの「選挙のお知らせ」が入っていることを確認してください。



広島市中区選挙管理委員会（中区役所内）

〒730-8587

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

電話 082-504-2544

ファクス 082-541-3835

《裏面》

- 投票日に投票所へ行けない場合は、期日前投票をご利用ください。（詳しくは「選挙のお知らせ」（裏面）をご覧ください。）
- 選挙公報を新聞（中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経）に折り込みます。新聞を購読していない方で必要な方には郵送しますので、区選挙管理委員会まで早めにお申出ください。なお、発行後には区役所、出張所、公民館などに順次備え付けます。
- 投票所では、人と人との距離の確保、消毒液の備付け、定期的な換気などの新型コロナウイルスの感染防止対策を行っています。
 - ・マスクの着用、咳エチケット、手指消毒は感染防止対策として効果的です。
 - ・投票所には筆記用具を用意していますが、各自が持参した筆記用具でも投票ができます。
 - ・過去の選挙の投票状況（期日前投票の日ごとの投票者数や投票日当日の時間ごとの投票者数）を広島市ホームページに掲載しますので、混雑を回避する際の参考としてください。
- 「選挙のお知らせ」をなくした場合や持参していない場合でも、投票することができます。



広島市ホームページ

《表面》

(表面)

選挙のお知らせ

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日

投票所

選挙使用簿
名簿対照

◎
小選
(比例
国審)

お問い合わせは

投票日の投票には

この「選挙のお知らせ」を持参していただくと、選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができます。**（「選挙のお知らせ」をなくした場合や持参していない場合でも、投票することができます。）**

投票所では、ご本人確認のため、誕生日のうち「月・日」をお尋ねします。（生まれた年「〇年」はお尋ねしません。）運転免許等のご本人を確認できる書類を提示していただければ、誕生日はお尋ねしません。

あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

投票のしかた

区分	投票用紙の色	投票用紙への記入
小選挙区選挙	水色	候補者の氏名
比例代表選挙	ピンク色	政党・政治団体の名称又は略称
最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色	やめさせたい裁判官の氏名の上の欄に×（2人以上に×をつけることもできます。）

(用事や仕事などで投票日に投票所へ行けない場合は、裏面をご覧ください。)

《裏面》

(裏面) 投票日に表面に記載の投票所で投票をする場合は、表面をご覧ください。

期日前投票のご案内 (土曜日・日曜日にも投票することができます。)

用事や仕事などで投票日に表面に記載の投票所に行けない見込みである場合は、期日前投票をご利用ください。

- 期間 10月16日(水)から10月26日(土)まで
- 時間 期間中の午前8時から午後8時まで
- 場所 住所地の区(選挙人名簿に登録されている区)の区役所、出張所(仮出張所を除く。) ※連絡所では、できません。

上記の場所の他に「広島駅南口地下広場」でも期日前投票ができます。

期間 10月23日(水)から10月25日(金)まで

時間 期間中の午前10時から午後8時まで

以下の【期日前投票宣誓書】欄に記入して、この「選挙のお知らせ」を持参してください。(「選挙のお知らせ」をなくした場合や持参していない場合は、期日前投票所に備付の【期日前投票宣誓書】に記入していただきます。)

期日前投票をする場合のみ、赤枠の中にご記入ください。
(投票日に表面に記載の投票所で投票をする場合は記入不要です。)

フリガナ	令和6年	年	月	日
氏名	生年 月日	明・大・昭・平	年	月 日
現住所	いづれかにチェックを入れてください。表面の住所と異なる場合は、住所地を記入してください。			
選挙人名簿記載住所	□表面の住所に同じ。	□表面の住所とは異なる。	[都道府県 市区町村]	
選挙人名簿記載住所	上記の現住所と異なる場合のみ、記入してください。			
住	広島市	区		

私は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、次のいずれかの日投票の事由に該当する見込みです。

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・ 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難
- ・ 住所移転のため、当区以外に居住
- ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

(死前) 広島市 区選挙管理委員会委員

投票区	期本番号	名簿対照	期本番号
投票区	期本番号	名簿対照	期本番号
投票区	期本番号	名簿対照	期本番号

※右欄は、記入しな
いでくだ
さい。

投票
用紙交付
用紙
の他投票
の他投票

□代用投票
□心身・他
□点字投票
□投票
□代用投票
□他投票

□小選
□比例
□国審

□外口入票

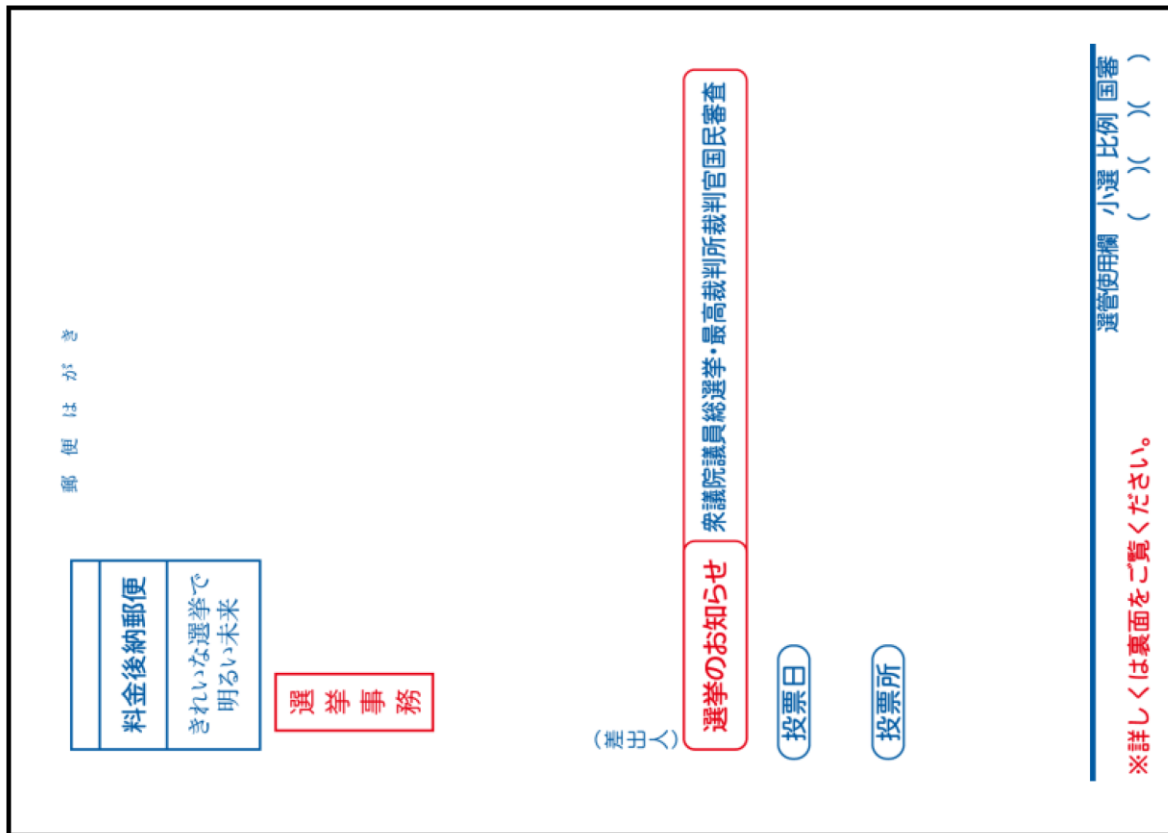
不在者投票について

住所地の区外に滞在等のため、投票日に表面に記載の投票所に行けない場合や期日前投票が利用できない場合は、投票用紙を請求のうえ、最寄りの選挙管理委員会に不在者投票をすることができます。

また、体が不自由な方は、在宅等で投票できる場合があります。早めにお手続きください。

詳しくは広島市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

《表面》



《裏面》

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されていますので、表面に記載の投票所で投票することができます。ただし、現住所の選挙人名簿に登録されている人は、広島市では投票することができません。

投票日に表面に記載の投票所に来られない場合は、**期日前投票・不在者投票をご利用ください。**

- 転出前の広島市の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所（似島出張所を除く）で期日前投票をする場合
この「選挙のお知らせ」を持参していただくと、選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができます。（「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも投票できます。）
- 現住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする場合
 - (1) 右の請求書・宣誓書欄に記入して、この「選挙のお知らせ」を封筒に入れて、表面に記載の区選挙管理委員会に郵送してください。（ファクス・電子メールは不可）
※マイナンバーカードを使用して広島市電子申請システムからもご請求いただけます。詳しくは広島市のホームページをご覧ください。
 - (2) 現住所に投票用紙などを郵送しますので、それを持って現住所地の選挙管理委員会で不在者投票をしてください。
 - (3) 郵便のやりとりに日数を要しますので、請求は早めに行ってください。

期日前投票・不在者投票ができる期間及び時間

■ 10月16日(水)から10月26日(土)まで

■ 期間中の午前8時30分から午後8時まで

土曜日・日曜日でもできます。

※広島市以外で不在者投票を行う場合は、時間や場所について各市区町村にお問い合わせください。
※[広島駅南口地下広場]でも期日前投票ができます。
(10月23(水)から10月25日(金)までの毎日午前10時から午後8時まで)

不在者投票請求書・宣誓書

私は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事由に該当する見込みです。
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和6年 月 日

不在者投票事由 住所移転のため、他の市区町村に居住	
現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区
ふりがな氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
電話番号	() -